# 平成23年第2回潟上市議会定例会会議録(5日目)

○開 議 平成23年6月30日 午前10:03

○閉 会 午後 4:56

## ○出席議員(20名)

1番 中川光博 2番 大 谷 貞 廣 3番 児 玉 春 雄 4番 藤 原 幸作 5番 菅 原 理恵子 6番 澤 井 昭二郎 7番 菅 原 久 和 8番 伊 藤 栄 悦 9番 戸 田 俊樹 曙 10番 佐 藤 義 久 11番 林 悟 12番 出 小 田 13番 佐 藤 昇 14番 典 男 15番 西村 武 藤 原 16番 鈴 木 斌次郎 17番 堀 井 克 見 18番藤原幸雄 千 19番 佐々木 嘉 一 20番 正英 田

### ○欠席議員(0名)

# ○説明のための出席者

市			長	石	Ш	光	男	副	Ī	Ħ	長	鐙		利	行
教	育		長	肥田	野	耕	$\vec{\underline{}}$	総	務	部	長	Щ	П	義	光
市民生活部長				根			_	福祉	业保	健部	長	鈴	木		司
産業	<b>業建</b> 意	2 部	長	児	玉	俊	幸	水	道	局	長	菅	原	龍太	き郎
教	育	部	長	鎌	田	雅	樹	会	計管	9 理	者	Ш	上		譲
	画政第 祁長名			幸	村	公	明	総	務	課	長	藤	原	貞	雄
財	政	課	長	鈴	木	利	美	税	務	課	長	鈴	木		整
市	民	課	長	小	玉	優	子	生剂	舌環	境課	長	関	谷	良	広
追り	分出引	長所	·長	三	浦	喜	博	社会	会福	祉課	長	大	木		充
高幽	<b>鈴福</b> 名	止課	長	小	玉		隆	健原	東推	進課	長	遠	藤	睦	子
産	業	課	長	伊	藤	清	孝	都市	<b></b>	設課	長	渡	部		智
総系	务学事	事課	長	舘	岡	和	人	幼り	見教	育課	長	門	間	善一	-郎
生》	<b>王学</b> 習	り 課	.長	菅	原		_	スポ	パーツ	振興詞	果長	菅	原	正	光

選挙管理委員会事務局長· 三 浦 永 寿 農業委員会事務局長 永 井 甚 誠 監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男

### 平成23年第2回潟上市議会定例会日程表(第5号)

### 平成23年6月30日(5日目)午前10時03分開議

## 会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第40号 潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第 3 議案第41号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 4 議案第42号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条 例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第 5 議案第43号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 6 議案第44号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第 7 議案第45号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 8 議案第51号 平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号) (案) について
- 日程第 9 議案第52号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (案) について
- 日程第10 議案第53号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1 号) (案) について
- 日程第11 議案第54号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号) (案) について
- 日程第12 議案第55号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号) (案)について
- 日程第13 陳情について
- 日程第14 各常任委員会の報告について 総務文教常任委員長 社会厚生常任委員長

# 産業建設常任委員長

日程第15 議案第56号 工事請負契約の締結について(出戸小学校大規模改造・地 震補強工事)

日程第16 発議第 2号 議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議について

#### 午前10時03分 開議

○議長(千田正英) ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

### 【日程第1、諸般の報告(議会運営委員長)】

○議長(千田正英) 日程第1、諸般の報告に入ります。議会運営委員長からの報告があります。9番戸田議会運営委員長。

### 【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長(戸田俊樹) おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日6月30日に委員、正副議長、当局から説明員として副市長、 総務部長の出席のもとに開催しております。

追加提出議案について申し上げます。

6月30日付け、本日付けで出戸小学校大規模改造・地震補強工事の請負契約の締結議案が提出されております。これは6月27日に入札が行われ、工事については児童の負担とならないよう、間もなく夏休みに入ることもあり、速やかに着手したいとのことから本定例会への追加提出となったものであります。

本日の日程として取り扱い致します。

なお、議案は皆様のお手元に配付のとおりでございます。

発議について申し上げます。6月29日付けで議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議が、提出者小林 悟議員、賛成者鈴木斌次郎、伊藤栄悦議員、中川光博議員により提出されております。

内容等を精査した結果、発議の要件を満たしておりますことから、本日の日程の最後 に取り扱うことと致します。

なお、発議案は皆様のお手元に配付してございます。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長(千田正英) これで諸般の報告を終わります。

【日程第2、議案第40号 潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について から

日程第13、陳情について】

○議長(千田正英) 日程第2、議案第40号、潟上市市税条例の一部を改正する条例 (案)についてから日程第13、陳情についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

### 【日程第14、各常任委員会の報告について】

○議長(千田正英) 日程第14、各常任委員会の報告を行います。

付託されていました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまで の審査の経緯と結果について報告を求めます。

なお、委員長報告の後、条例案および陳情については議案ごとに採決まで行いますが、 各会計補正予算案については、質疑、討論までとし、各委員長報告がすべて終了後に採 決します。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

## 【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長(菅原久和) 報告の前に、大変申し訳ありませんけれども、訂正 の箇所がございますので、お願いしたいと思います。 4 ページ、一番最後になりますけ れども、「以上、総務」の後に「文教」という語句を入れていただきたいと思います。 大変申し訳ありませんでした。

それでは、報告致します。

平成23年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審查年月日 平成23年6月22日

出 席 委 員 小林 悟、藤原典男、西村 武、鈴木斌次郎、堀井克見、千田正英、 菅原久和

説 明 当 局 副市長、教育長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、 部長待遇企画政策課長、各関係課長

書 記 選挙管理委員会・監査委員事務局 主任 斉藤雅基さん 審査の経過と結果

議案第40号、潟上市市税条例の一部を改正する条例(案)について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、東日本大震災への税制上の対応をするため、関係部分を改正するものです。

委員から、潟上市に避難されている方で条例の該当者がいるかについて質問があり、 当局からは、現在は該当者がいない旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業等について必要な事項を定める必要があるため、関係部分を改正するものです。

委員から、多数の非常勤職員が休暇取得をした場合の対応について質問があり、当局からは、職場内で影響がおよばないように対応していきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について。 歳入について。

13款 2 項 1 目総務費国庫補助金の1,093万5,000円と14款 2 項 1 目総務費県補助金の156万6,000円は、地上デジタル放送難視聴地区の田屋・船橋地区の共同アンテナ設置に係る補助金です。

18款1項1目繰越金は7,176万4,000円の補正で、これは前年度繰越金です。

19款5項5目雑入の自治総合センターコミュニティ助成金の250万円は、国からの事業内示により二田地区6自治会への集会所用備品購入に対する助成金です。

20款1項8目水産業債は1,350万円の補正で、これは水産基盤整備事業債です。 歳出について。

職員の人事異動等による人件費の補正にかかわる部分の説明は割愛させていただきます。

2款1項9目電子計算費は1,521万6,000円の補正で、地上デジタル放送受信対策費補助金です。

委員から、今後の行政としての支援体制について質問があり、当局からは、難視聴地域で新たに組合が設立された場合は、同様に対応するとの回答がありました。

同じく10目自治振興費の主なものは、自治総合センターコミュニティ助成事業用の一般備品281万1,000円です。

3款2項5目保育園費の主なものは、一般備品の自家発電機等購入費403万9,000円です。

3款5項2目東日本大震災被災者救援費は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の支援 にかかわる経費です。

10款2項1目学校管理費の主なものは、一般備品の小学校自家発電機等購入費135万 4,000円です。

10款 3 項 1 目学校管理費の主なものは、一般備品の中学校自家発電機等購入費45万2,000円です。

10款 4 項 2 目幼稚園費の主なものは、一般備品の自家発電機等購入費90万3,000円です。

10款5項1目学校給食費の主なものは、羽城中学校厨房配管排水桝改修工事請負費499万2,000円です。

委員から、改修工事の一連の流れについての質問があり、当局からは、3月下旬に漏水と排水桝の陥没が確認され、改修工事は夏休み期間中を予定するとの回答がありました。

10款6項3目公民館費の主なものは、槻木分館修繕料74万8,000円です。同じく5目図書館費の主なものは、駐車場スペース増設工事請負費49万5,000円です。

10款7項3目体育施設費の主なものは、ルール改正に伴うバスケットオフィシャル備品購入費213万円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第17号、学校薬剤師報酬改善に関する陳情。

追加でいただいた報酬額表を参考に、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと 決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長(千田正英) これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告がありました議案第40号、潟上市市税条例の一部を改正する 条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第40号、潟上市市税条例の一部を 改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第41号、潟上市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決され ました。

次に、議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。18番。

○18番(藤原幸雄) 委員長、御苦労さんです。

3ページの一番後段のところに、いわゆる図書館費の主なもの、駐車場スペース、これ金額は49万5,000円ですが、具体的にどのような工事をされるのか、ひとつお伺いします。そのことについて、どういう委員会でご審議あったのかお伺いします。

- ○議長(千田正英) 7番。
- ○総務文教常任委員長(菅原久和) 49万5,000円の駐車場スペースの工事のことですけ

れども、これは図書館の駐車場ということで、身体障害者用の駐車場を1カ所新たに設 けるということでの説明でございました。

- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。9番。
- ○9番(戸田俊樹) 今回のですね人事異動に伴う人件費ですね、これについては各委員会にわたってほとんど審査をしておらないというのが実情で、ほとんど割愛しているということですが、市長の行政報告にもありません。

そこでですね、この4月1日に伴う人事異動によって今年度の人件費の増はどのくらいで、人事異動の人数は対象者何人であったか、機構改革に伴う報告はいただいておりますが、そのことについて審査ありましたかどうか宜しくお願いしたいと思います。

なお、歳入20款1項8目水産業債は総務文教常任委員会でも審査をしたようですが、 産業建設常任委員会の方にも付託されておるということで、この辺については議長いか がであったか、その辺をひとつ宜しくお願いします。

- ○議長(千田正英) 7番。
- ○総務文教常任委員長(菅原久和) 先ほど報告致しましたけれども、人件費につきましては割愛させていただくということで、先ほど戸田議員からの質問につきましては、当委員会では審査しておりません。
- ○議長(千田正英) 7番。
- ○総務文教常任委員長(菅原久和) 審査はしましたけれども質疑はなかったということ ですので、すいません。
- ○議長(千田正英) 9番。
- ○9番(戸田俊樹) 20款は、どうしてこれあれでしたか、両方にこれ。
- ○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

.....

午前10時22分 再開

- ○議長(千田正英) 会議を再開します。7番。
- ○総務文教常任委員長(菅原久和) 市債の水産業債の1,350万円の中身についての審査 は総務文教常任委員会では致しました。その報告をすればよろしいんでしょうか。違い ますよね。

(「両方に何で出したのか」の声あり)

○総務文教常任委員長(菅原久和) ということは、総務文教、私の方からの答弁ではな いということでよろしいですね。

(「そのとおり」の声あり)

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

.....

午前10時24分 再開

- ○議長(千田正英) 会議を再開します。 ほかにありませんか。19番。
- ○19番(佐々木嘉一) 委員長に一つお伺いします。3ページですが、10目の自治振興費の、いわゆる自治総合センターコミュニティ助成の使い道で一般備品28万1,000円とありますが、この内容と、どこへどういうふうに何を買うのか、ちょっとわかりましたらお願いします。
- ○議長(千田正英) 7番。
- ○総務文教常任委員長(菅原久和) 自治総合センターコミュニティ助成金についての質問だと思いますけれども、これは中身につきましては暖房機とか液晶テレビ、ノートパソコン、デジカメ、それから刈り払い機とかエアコン、炊飯器とか、あとカラオケとかオーブンレンジ等の28台に係る経費であります。それで、今回は二田地区の6自治会が選ばれたわけですけれども、これは本来・・・その前に合併前は昭和地区のコミュニティの推進協議会、それから飯田川地区の飯塚、和田、妹川地区が対象という形になっておりましたけれども、昨年が二田分館の6自治会に備品を購入しております。この事業の対象は、複数の自治会で構成するコミュニティ組織ということになっております。

また、今回の二田地区6自治会につきましては、事業の申請があってから説明会を開催して必要備品の要望を受けたということで、従来であれば10月の補正申請で内示が2月ということになっているわけですけれども、今回、事業仕分けの対象になりましてずれ込みまして、事業内容の決定が今年の1月にずれ込んだということで補助申請が2月となり、その当初予算に計上することができなかったという説明を受けております。

○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、継続審査となっておりました陳情第17号、学校薬剤師報酬改善に関する陳情に ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。陳情第17号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第17号、学校薬剤師報酬改善に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤 昇社会厚生常任委員長。

#### 【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 平成23年第2回定例会で社会厚生常任委員会に付託 された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審查年月日 平成23年6月22日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田 曙、佐々木嘉一、佐藤 昇

説 明 当 局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 福祉保健部高齢福祉課 菊地貴朗さんをお願いしてございます。

審査の経過と結果について

議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について。 歳入の主なものについて。

14款2項2目民生費県補助金の主なものは、既存施設スプリンクラー等設備整備費補助金1,430万5,000円で、これは消防法施行令が改正され、老人福祉施設への消防用設備が義務づけられたことにより補助を受けられるものです。

14款 2 項 3 目衛生費県補助金の主なものは、胃がん検診助成事業費補助金142万円で、 事務費の2分の1、検診委託料の100%の補助を受けるものです。

歳出の主なものについて。

3 款 1 項 6 目老人福祉費 2,599万9,000円の増額は、人事異動による人件費とグループホーム 4 施設へのスプリンクラー等設置に要する施設整備等補助金 1,430万5,000円で、1 ㎡当たり9,000円を補助するものであります。

3款1項7目介護保険費944万7,000円の増額は、潟上市南秋田郡介護認定審査会への派遣職員の人件費を介護保険事業特別会計へ組み替えするための繰出金です。

4款1項4目成人保健費351万2,000円の増額は、大腸がんおよび胃がん検診の無料クーポン券事業にかかわる経費で、特定の年齢の対象者に対して検診を無料で受けられるクーポン券を配布して、がん検診の受診促進を図るものです。

委員からは、検診の受診率を上げる方策と受診率の原因分析についての質問があり、 当局からは、検診の手引きを、よりわかりやすいものに作り直して全世帯へ配布し、ま た、地域に出向いて説明会を開催し周知を図ってきました。原因分析についても受診者 の動向も含めて分析していきたいとの説明がありました。

9款1項2目災害対策費542万9,000円の増額の主なものは、津波ハザードマップ作成委託料で浸水予測区域や避難場所および避難経路等を明示化し、市民の安全確保に資するものです。

委員からは、想定している津波の高さや委託の必要性について質問があり、当局からは、特に水中の地形や地層、メカニズムなど専門家による分析が必要で、津波の高さ等についてもシミュレーションしながら作成したいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案) について。

歳入歳出それぞれ1,092万3,000円を増額し、歳入歳出の総額を37億557万5,000円とするものです。

この主なものは、人事異動に伴う人件費と国民健康保険団体連合会の国保システム更 新に伴う国保保険者システム改修委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)につ

いて。

歳出歳入それぞれ1,912万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を27億5,979万3,000円と するものです。

この主なものは、人事異動に伴う人件費で、当初3人分の人件費を6人分として本会 計から支出するための増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が社会厚生常任委員会の報告でございます。

○議長(千田正英) これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。 ただいま委員長から報告のありました議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予

算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。18番。

○18番(藤原幸雄) 委員長、御苦労さんでした。

1ページの後段の方に、ここに書いてありますように、グループホームの4施設へのスプリンクラーの設置に関する要する費用ということで1,430万5,000円ありますけれども、これはこの報告でわかりますけれども、この財源内訳は具体的にどうなっているのか。それから、4施設とありますが、4施設そのものがいわゆる4等分されているのか、若干の大小あるのか、そこら辺、それから財源内訳というのは、当然あるいは国・県がどのような対応をされているのか、その辺のところ委員会でどのようなご審議があったのかお伺いします。

- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 18番藤原幸雄議員にお答えを申し上げます。

財源内訳は、県の補助金が100%でございます。これで我が潟上市23施設が今年度で全部終了するということでございます。

ちなみにその4施設は、グループホーム、恵の里、ホプシーA・B、梅の里昭和の4施設でございます。

その財源内訳の中のその施設に対するその補助がどうなっておるかということについては、その施設のスプリンクラー等の設備の平米当たり9,000円を補助するものでございます。

以上であります。

- ○議長(千田正英) 18番、再質問ありますか。はい、18番。
- ○18番(藤原幸雄) 私ちょっと聞き漏らしたようですが、我が潟上市ではこれだけ補

助をするということですが、先ほどいわゆる国・県がどのような対応をされているのか ということ、いわゆる潟上市はこれだけ補助しますが、国からこのぐらい、あるいは県 からこのぐらいという具体的な数字が述べられていたのかどうか再度お伺いします。

- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) お答えを申し上げます。

ご案内のように、今このような施設が全国各地にあることはご案内のとおりでございまして、国・県でもこの全施設に今このスプリンクラーを設置し、安全・安心のいわゆる施設にするということでございます。国については、当然国から下りてきますし、県もその市町村に先ほど申し上げましたように100%完成するまで助成するということで先ほども申し上げましたように、本市は今年度で終了するということで、今までもそのとおり100%補助をされたということの審査の内容でございました。

- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。15番。
- ○15番(西村 武) 委員長、どうも御苦労さんでございます。

報告の2ページめですけれども、ここに、報告の中に無料クーポン券事業ですね、これ特定の年齢の対象者に対してと、こうなっていますけれども、特定の年齢というのをまずそれをひとつ聞きたいことと、その対象者の人数、そこをひとつ審査がありました。それと、その下のこの津波ハザードマップ、これ私も一般質問で、地震が来る前にこの質問をしておりますけれども、これは市民が大変期待しているところでございまして、いつ頃を目処にしてこれを配布するものか、その辺のところの審査がありましたらひとつお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 15番西村議員にお答えを申し上げます。

がん検診のいわゆるクーポン券の件だと思いますが、対象者は、胃がん検診が1,000 人を予定してございます。大腸がんが2,650名、いずれにおいてもその30%の受診率を 目標にしているということでございます。年齢においては確か65歳以上の特定対象者だ と思っております。

それから、津波のいわゆる災害の件でございますが、これはいろいろ各委員からも相当の時間をかけて質疑がありました。このことについては、市長からも行政報告の中でもありましたし、一般質問の中でもかなり取り上げまして大変今、注目されておるところでございます。報告書にございますように、まず津波区域の浸水区域を明確にし、市

民の避難する計画の策定、災害時の対応方法の検討をして、安心・安全を図るということでございまして、目標は浸水区域の予想の表示、避難施設および避難経路の表示を主たるものとして業者に委託するということでございます。その中でいろいろ話はあったわけですが、結局これは未曾有の災害を踏まえて、これにはいわゆる予想外のことも想定するということであれば、何としてもやはり専門の業者からやはり参考にしなければいけないということで専門の業者、大体5社ぐらいがおるということですので、その業者に委託されるということでございます。当然委員の中から話がありまして、その指名委員からも十分今後市の方で聞き取り調査等々は、その中に加えていくという審査の内容でございました。

- ○議長(千田正英) 15番、再質問ありますか。はい、15番。
- ○15番(西村 武) いつ頃を目処にしてこれを配布するのかということのお答えはあ るのか、ないのか。
- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) この業者委託は確か今年度中に作成したいということでございまして、それは速やかに配付するという答弁でございました。
- ○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第52号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (案)について質疑を行います。質疑ありませんか。 9番。
- ○9番(戸田俊樹) 委員長、国保税の、市長の行政報告にもありますけれども、過大に 入ったということで、今度その辺が確定次第、補正を組みたいということですけれども、 今年度も2,000万円ほど多く組んでいるんですけれども、そのことについての話し合い といいますか、その原因がどこにあったかというふうなことは委員会の方で審査をされ ておりますか。
- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 9番戸田議員にお答えします。

そのことについては、この度の案件の中にございませんで、人事関係の案件でいわゆる補正を組んだということでございましたので、深くそのことについては議論はしておりません。

- ○議長(千田正英) 9番。
- ○9番(戸田俊樹) 国保システム更新に伴う国保保険者システム改修委託料と、これパソコンを改修して計算し直すんだろうということで、人件費だけでなくて、当然その辺のところまで審査をしなければならないんではないかと思うが、いかがですか。
- ○議長(千田正英) 13番。
- ○社会厚生常任委員長(佐藤 昇) 9番にお答えします。

人件費に加えて国保連合システムの更新の改修の件についても、その委託料の交付金で100%充当であるということだけ当局より説明をされまして、それ以上のことについて委員会では質疑がございませんでした。

- ○議長(千田正英) 9番、再々質問ありますか。
- ○9番(戸田俊樹) ありません。
- ○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時46分 休憩

......

#### 午前11時00分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

### 【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 報告に入る前に、3ページの議案51号、20款1項8 目と書いてありますが、削除しますので宜しくお願いいたします。真ん中ほどです。歳 入の主なものの3行下。20款1項8目、全文削除を宜しくお願いします。

それでは、平成23年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第 102条の規定により報告します。

審查年月日 平成23年6月22日、23日

出 席 委 員 伊藤栄悦、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、藤原幸雄、 佐藤義久

説 明 当 局 産業建設部長、水道局長、各関係課局長

書 記 水道局上下水道課 渋谷比奈子さんをお願いしております。

審査の経過と結果

議案第42号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改 正する条例(案)について。

本条例は、農業委員会等に関する法律第12条第1号ならびに農業委員会等に関する法律施行規則第8条第3号の規定に基づき、関係土地改良区の協議により選任委員となる地区を統一選挙ごとに輪番制にすることにしているため、条例の関係部分を改正するものです。施行日は平成23年7月20日からで、現委員の任期は平成23年7月19日までです。本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例(案)について。本条例は、合併前の旧地区ごと使用料制度を廃止し、潟上市全域の農業集落排水使用料を統一し、基本使用料および従量使用料を改定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、改正料金の算出根拠について質問があり、当局からは、維持管理費の100%、資本費の25.8%を回収できるようにすることと、下水道使用料と同一にするように設定したとの説明がありました。

また、統一の時期についての質問があり、当局からは、合併時の協議で平成20年度に

統一するとしていましたが、公共料金適正化検討委員会の意見を尊重するためとの説明 がありました。

本案は、起立総員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、合併前の旧地区ごと使用料制度を廃止し、潟上市全域の下水道使用料を統一し、基本使用料および従量使用料を改定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、全員協議会後の審議期間、さらに施行日までの期間が短いことの指摘があり、当局からは、今後の料金改定時には、もっと審議時間を設けるよう改善するとの回答がありました。

本案は、起立総員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、合併前の旧地区ごと料金制度を廃止し、潟上市全域の水道料金を統一し、 基本水量・基本料金および超過料金を制定する必要があるため、条例の関係部分を改正 するものです。

料金改定は、市民生活に直接影響がある問題であり、慎重に審査しました。

委員からは、料金の設定の根拠について質問があり、当局からは、企業会計であり独立採算制をとっていることから維持管理費、資本費の100%を回収できる最低限の設定としていることの説明がありました。

また、水道事業整備計画による今後の約27億4,000万円の表による年度ごとの事業費の説明がありました。

また、一向地区の料金統一の時期がさらなる特例になっていることの質問があり、当 局からは、急激な負担を避けるための激変緩和として設けていますが、今後の経済情勢 に応じて特例の廃止を検討していくとの説明がありました。

本案は、起立多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款 2 項 5 目農林水産業費県補助金は1,524万円の増額で、主なものは水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,500万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

4款1項8目水道事業費は112万円の増額で、水道事業会計操出金で給水タンクの購入にかかわるものです。

6款1項3目農業振興費は26万2,000円の増額で、えだまめ日本一産地条件整備事業 費補助金を活用し、マルチロータリーの購入を計画していましたが、県の生産者から消 費者まで冷凍・低温の状態で流通させるコールドチェーンの推進を受け、予冷庫へ変更 したことによるものです。

6款3項1目水産業振興費は3,001万円の増額で、潟上漁港機能保全工事にかかわる ものです。

委員からは、江川漁港の網干し場は平成に入ってから整備されているが、もう護岸の 改修が必要なのかとの質問があり、当局からは、網干し場の工事は平成9年に完成して いますが、護岸工事は昭和58年頃に県が河川護岸として整備したもので、網干し場の建 設時に漁港区域に編入されています。もともと浅瀬に造られた護岸のため、根入りが浅 く、網の洗浄のため設置したポンプに砂ごと吸い上げられ、矢板の前面が洗掘されて傾 いてきているため整備するとの回答がありました。

8款4項3目公共下水道費は306万5,000円の減額で、下水道事業特別会計操出金です。 本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について。

歳入、歳出それぞれ2,964万円を減額し、総額を11億9,482万3,000円とするものす。 歳入の主なものは、国庫補助金1,747万5,000円の減額補正です。これは要望額5,500 万円の68.2%の内示によるものです。

歳出の公共下水道整備事業費は400万円の減額で、工事請負費の減額によるものです。 特定環境保全公共下水道事業費は2,395万円の減額で、事業内容を精査したことによ る工事請負費の減によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について。

収益的収入に348万9,000円を増額し、事業収益を5億5,041万円とし、収益的支出に688万3,000円を減額し、事業費用を5億1,150万8,000円とするもので、主なものは職員1名減による人件費の減額と受託工事費の配水管仮設切廻し工事費にかかわるものです。資本的収入に112万円を増額し4億9,940万4,000円とし、資本的支出に224万1,000円

を増額し8億639万9,000円とするもので、営業設備費の2㎡の給水タンク購入費にかか わるものです。

委員からは、給水タンク購入費の一般会計からの繰り入れについての質問があり、当局からは、災害時の給水活動にも使用するため、2分の1を一般会計から繰り入れてもらうとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長(千田正英) これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

これより、議案第42号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例 の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決致します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第42号、潟上市農業委員会の選任 による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の 報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番(藤原幸作) このことというのは、維持管理費の100%、資本費の25.8%に該当するというのは、統一料金のことだと思いますけれども、このことは、いわゆる統一料金がこのようになったので資本の25.8になったということだろうと思いますけれども、いわゆる公的負担の割合のあり方、それから受益者負担の割合のあり方、そのことにつきまして、これは一番基本事項でございますので、その結果によって25.8ということになったと思いますけども、そこら辺のことについて審査があったものかどうか、それが1点。

それからもう一点は、大幅にアップするということにつきまして、前に二元制であるので議会うんぬんという言葉がございますけれども、これはちょっと最近ですと、いわゆる利用者民主主義という言葉も出ておりますように、ちょっと違うんじゃないかということでございますので、それらの説明責任等につきまして、あり方について審査があったものかどうかという2点について委員長から宜しくお願いします。

- ○議長(千田正英) 10番。
- 〇産業建設常任委員長(佐藤義久) いずれもありませんでした。まず最初に皆さんに配付されました資料について 1 ページから縷々復唱していただいております。それから、その6ページ目ですか、資料の6ページめかな、料金と経費関係等の比較といいますか、採算性を重視した形で説明を受けておりまして、ご質問の 2 点、傾注した質問、説明は受けておりません。
- ○議長(千田正英) 4番、再質問ありますか。
- ○4番(藤原幸作) ないです。
- ○議長(千田正英) ほかに。11番。
- ○11番(小林 悟) 2ページめですけれども、平成20年度に統一するということで合併時の協議をされていますけれども、公共料金適正化検討委員会の意見を尊重するという話がありますけれども、公共料金適正化検討委員会というのは22年度、2月に立ち上げたと資料にありました。じゃあこの2年間というのはどういう反省がされたのか、その辺の会議のあり方について話ありましたかどうか。
- ○議長(千田正英) 10番。
- ○産業建設常任委員長(佐藤義久) 委員からも質問がありまして、平成20年度頃、改正できなかったのはなぜかという質問がありました。当局の答弁は、他の使用料と一緒に検討することになったからと申し送りされておるようでございます。
- ○議長(千田正英) 再質問、11番。
- ○11番(小林 悟) ありません。
- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありますか。19番。原案に反対者の発言を許します。
- ○19番(佐々木嘉一) 議案第43号の農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例

(案)に対して、条例案に反対する立場で討論を申し上げます。

このことについては、私も基本的なことについては総括質疑等で申し上げております ので、単純に申し上げます。

条例案の内容は、現在基本使用料840円を1,260円とする、いわゆる5割アップの、引き上げであります。また、従量使用料1㎡当たり、やはり1.5倍の引き上げということであります。

農業集落排水施設は、国民生活の向上を図るために、都市、農村を問わず整備水準向上のために取り組みをして、本市においても市民生活環境向上のため積極的に取り組んできています。下水インフラの後発性から、その経営採算は長期的な視点に立って運営しなければなりません。この度の改正は、公共下水道とのバランスを強調し、料金の統一をするための改定のようであります。負担感を解消するために段階的に引き上げの経過規定もさることながら、基本料金使用料1,260円と一気に5割引き上げることは妥当ではありません。また、従量使用料についても一律に1.5倍でありますが、今回の合併による料金統一は、いわゆるその暫定措置と言ってもいいのではないのかなと。したがって、本格的な料金検討はまた別にされるべきであると、私はそのように思っております。したがって、このような引き上げは、引き上げ幅は大きいので市民の納得できる使用料ではないのではないのかなということで、そういう立場から反対をするものであります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長(千田正英) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。原案に反対者の発言を許します。10番。
- ○10番(佐藤義久) 先ほど委員長報告では、委員会の決定に基づく報告を致しましたが、ただいま上程されております本案に反対の立場から意見を申し上げます。

議案第43号、農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例(案)と、この後上程 されます44号、45号、いずれも料金改定であります。提案理由の統一のためのものであ ることは、市民の公平負担が原則であるべきと理解しております。

しかし、改定料金施行期日に理解しがたく、その理由は、一つめ、私たちにご提案いただいた協議会、本会議と時期が拙速すぎて、住民の意見を聞くという機会がなく、短時間でコンセンサスを得られるものではありません。

二つめ、農集は、今後は豊川集排が市内唯一の施設となります。住民均等機会、公平と投資したもので、今後とも独立した会社処理で行うことは、採算のとれる施設設備ではありません。住民に過重な負担があり、これを機会とすれば八郎湖汚染、河川環境の整備を重視して公共下水に接続の機会を模索し実行することが必要であります。激変緩和などでなく、公共流域接続までとは言いませんが、せめて全市の料金統一まで現行とすべきではないかと考えます。

委員会では資料説明を理解して表決でありましたが、私は時期と方法に異論がありま す。議員の皆さん、当局の再度検討し、提案することを求めませんか。ご賛同いただき たい。

建設産業委員の皆さんに申し上げます。道義的責任があるとはわかります。時期、方 法に異論を示し、ご賛同くだされば幸いであります。

以上、反対意見と致します。

○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第43号、潟上市農業集落排水施設 設置条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されまし た。

次に、議案第44号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番(藤原典男) 委員長、どうも御苦労さまでございます。

審議の中で、私は総括質疑の中でもお話しましたけれども、基本料金を5㎡、あるいは10㎡というところで議論しましたけれども、そこあたり辺の審議はされていたのかどうか、そこら辺を聞きたいと思います。

それから、国が今後示している基準については、料金基準ということで20㎡当たり 3,150円、これ消費税込みですから、そういうふうに国が示している料金基準あります けれども、平成27年度までかかって最後の豊川地区が料金統一ということになりますが、 その後のその国が示している料金基準に対する当局の方針、それについてはご審議され たのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(千田正英) 10番。
- ○産業建設常任委員長(佐藤義久) 最初の $5\,\mathrm{m}^3$ 、 $10\,\mathrm{m}^3$ のことにつきましては、登録制にしたらいいのではないかという質問がありまして、今後の検討課題というような答弁でございましたし、また、上水が $5\,\mathrm{m}^3$ で下水が $10\,\mathrm{m}^3$ というのはなぜですかというような話がありまして、下水道については資本費が高いからだという答弁でございました。あと、ほかは $5\,\mathrm{m}^3$ 、 $10\,\mathrm{m}^3$ の関係はございません。

それから、料金の関係につきましては…もう一つ、5 m³にした理由がありまして…上水が5 m³、下水が10ということの説明でありました。統一料金というような格好で国・ 県の指導は特にないというお話を伺っております。

以上です。

- ○議長(千田正英) 14番、再質問ありますか。14番。
- ○14番(藤原典男) まず、潟上市公共料金適正化計画の中で、この中で上下水道料金についての項目を見ますと、今後、国が示している料金基準は20㎡当たり3,150円の消費税込みということで、これに改正すべきであるということが資料の中にありますけれども、これについては当局からは、こちらからも含めて何も審議は、お話はなかったのかということをお聞きしたいのですけれども。
- ○議長(千田正英) 10番。
- ○産業建設常任委員長(佐藤義久) ただいまの質問についての協議といいますか質疑は ありませんでした。
- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありますか。10番。反対者の発言を許します。
- ○10番(佐藤義久) 議案の44号ですが、先ほどの委員長報告では、先ほども申し上げましたが、44号について反対の立場から意見を申し上げます。

先ほどの43号と同様、この後上程されます45号、いずれも料金改定であります。提案 理由の統一のためのものであることは市民の公平負担の原則であることは理解しており ます。改定の施行日時について理解しがたく、一つはコンセンサスを得られるものでな いこと、本案、27年度で全市統一を目指すべきであるとの意見を述べて反対致します。 以上です。

○議長(千田正英) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議事運営」の声あり)

- ○議長(千田正英) 18番。
- ○18番(藤原幸雄) 議事運営です。

私もこの産業建設常任委員会でございますが、先ほど委員長から、本案は起立総員で 原案どおり可決すべきものと決したと、このように報告をされております。起立総員と いうことは全員ということでしょう、全会一致と、ある意味においては。私、正直言っ て全会一致という言葉も何回か出てきておりますが、ここは起立総員でございます。私 は産業建設常任委員でございますが、こうなればですね、いわゆる産業建設常任委員の 権威にもかかわることでありますので、この辺のところ、議長、どのように取り計ら うんですか。ただ委員長がここで報告して、前の委員会では私は賛成といいますか、報 告してるでしょう、全員という言葉は使ってないけれども。その辺のところのちょっと 矛盾点があると思いますが、暫時休憩をして、いろいろと協議してみるべきだと思いま すが、あるいは議運の委員会でも開いて。こうなればね、報告、今まではこういう前例 はないんですよ。議長もよく天王、あるいは合併しての潟上市になってからでも。私も 産業建設常任委員の一人でありますので、しかもここで報告してるでしょう、何回も言 いますけれども。起立総員ということは、言うまでもなく、「総」ということはすべて の委員だということだもの。すべての委員が起立採決してるんだよ。そして今、この間 委員会終わって何日か経ったけれども、委員長がここで私は反対討論だというのは、 ちょっと矛盾点があるなと思いますので、常任委員会のやはり権威にもかかわるし、し かも自分が報告してるでしょう。そこら辺の整合性を図ってください。宜しくお願いし ます。

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

.....

午前11時41分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

ただいまから議運を開催したいと思います。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

.....

午前11時42分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

お諮りします。昼食のため2時まで休憩したいと思います。2時から再開します、本 会議。直ちに議運を開催します。

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

.....

午後 2時00分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員長の報告を求めます。9番。

### 【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長(戸田俊樹) 議会運営委員会の報告を致します。

常任委員会の審査報告において、全会一致で可決すべきもの、いわゆる委員会では可決すべきと結論づけた旨を報告した常任委員長自らが本会議において報告とは一転して反対討論をする、この行為については、法律上、規則上において問題はないことを委員会では再度確認しております。常任委員長とはいえ、本会議場では一議員であり、討論をする権利は保証されるものであります。

しかしながら、委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持すると委員会条例にも規定されており、その立場を考えるとき、そのような行動が正しいものか、望ましい姿であるかと考えるとき、他の方法をとるべきではないかというのが議会運営委員会としての一致した見解であります。

委員会の審査において、もし議案に対して意見があるのであれば副委員長と交代し、 意見を十分に述べる。さらに採決においては、少数意見の留保という会議において認め られたものもありますことから、それらを活用していただく。そしてそのような審査の 経緯、結果については、委員長報告で報告してもらう。委員長の職にある議員は、この ような対応をいただくような特段のご配慮をいただきたいとのことであります。

委員会では全会一致で可決すべきと決した報告した委員長が本会議場で一転して、唐

突とも言える形で反対討論をするのは、委員会の秩序の保持から決して望ましい姿とは 言えず、委員会を円滑に運営する職責を担っております委員長には、最大限の配慮をい ただきたいというのが議会運営委員会で協議した結果であります。

以上、議会運営委員会の報告と致しますが、議員各位におかれましては、何とぞ議会 運営委員会での協議内容を尊重され、ただいま議題となっております議案第44号以降の 議案からは対応いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

○議長(千田正英) 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

引き続き、44号についての討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第44号、潟上市下水道条例の一部 を改正する条例(案)については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について、 質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○1番(中川光博) 議案第45号について確認をさせていただきたいと思うんですが、三つあります。1つは、この水道料金の統一についても合併後3年を目処に統一したいということでしたが、既に6年経過していますけれども、この遅れた理由を確認したいと思います。

2つめですが、3ページの水道事業整備計画で、今後27億4,000万円の事業費がかかりますということの説明があったということですが、これは去年の3月、議会にこの資料をちょうだいしていますのでわかりますけれども、ちょっとまだ確認したいのは、秋田市に給水している事業、このことが今後どうなっていくのか、また、飯田川の飯塚地区の井川町から給水を受けている水道事業、水道事業の今後の全体構想といいますか、ここの位置づけの中でこの水道事業整備計画がどのように位置づけられていくのか、このあたり確認したいと思います。

あと3つめですが、この水道事業整備計画の中の27億4,000万円の中で、私たちいただいている資料では12億円が追分浄水場の新築にかかわる経費だということですけれど

も、追分浄水場をなぜ廃止して出戸地区に新追分浄水場を建設しなければならないのか ということの説明をお願い致します。取り急ぎこの3つ、委員長にお尋ねしたいと思い ます。

- ○議長(千田正英) 10番。
- ○産業建設常任委員長(佐藤義久) 統一については、前条の制定のときも小林さんから 質問ありましたが、料金統一については、ほかの使用料との関係で、その時点で適正化 委員会に諮るために2年ぐらいかかっていまして、その後の適正化委員会であったと、 こういう話です。

27億4,000万円の工事の部分についてですけれども、表で説明を受けておりまして、 その収支といいますか工事金額が年次ごとに幾らであるということで、皆さんに配付し てある資料に事業費として入っていると思いますので、詳細割愛させていただきます。

それから追分の浄水場については、30年ぐらい施設が経過しておって老朽しておるということで、新設するには敷地があまりにも狭隘だと、狭くて施設が十分建てられないという説明を受けておりまして、それで出戸の方へ新設、掘るというような話でした。以上です。

- ○議長(千田正英) 1番。
- ○1番(中川光博) 追加で確認ですけれども、もう一度、秋田市に給水している事業が 今後どうなっていくのか、あるいは井川町から給水を受けている事業がどうなっていく のか確認させてください。

あともう一つ、今、追分の浄水場が手狭で、同じものをそこにやるのは無理だという説明のようですけれども、確か追分の水は良質で、量がかなり豊富にあるということのようですので、これ確かこの表によると、出戸地区に新追分浄水場を新設して3.3kmの配管をして追分につなぐということですけれども、多分コスト的にはかなり安くないコストが盛り込まないとそういう事業というのはできないと思いますけれども、良い水が豊富にある追分地区のその浄水場を廃止しないで、改修なりその辺りのことは委員会の中で協議されたものでしょうか。あるいは、追分の浄水場を改修した場合のコストと出戸地区に新追分浄水場を新築した場合のコストの比較といいますか、経済比較といいますか、当然今回の水道の料金に、合計ですけれども27億4,000万円、また、新追分浄水場につきましては確か12億400万円ほどの投資ですので、当然水道料金に跳ね返ってくる、今回の料金に当然計算されていることかと思いますけれども、そのあたりのこと

をもう一度確認させてください。

- ○議長(千田正英) 10番。
- ○産業建設常任委員長(佐藤義久) 最初に一番最後の追分の浄水場についてですけれども、今お話がありましたように敷地が狭隘で改修できない状態だということで、出戸の方へ新設するのだと。水はすこぶるいいそうで、バルブ止めして、後で活用を考えると、こういう説明でした。

それから、金足地区と…潟上市として他市町村から入っている金足地区、井川、私の方から、潟上から金足方面へ入っているわけですが、今回工事の中で切廻しがあります。 それ河川改修ということで説明がありましたが、今後の取り扱いについてはお話はありませんでした。井川から給水されている飯塚地区についても同様、今後の対策といいますか、方法についてはお話はありませんでした。

- ○議長(千田正英) 1番、再々質問ありますか。
- ○1番(中川光博) ありません。
- ○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありますか。1番。反対者の発言を許します。
- ○1番(中川光博) 議案第45号について反対する立場から討論を行いたいと思います。 今、委員長の方に質疑させていただきましたけれども、反対する理由が4つあります。 1つは、公共料金、水道料金、合併から3年で料金を統一するということでしたが、 今、既に6年を経過しているにもかかわらず、経過しましたけれども、なぜこういうふ うに遅れているのかというその理由ですけれども、今、委員長の報告ありましたけれど も、私はやはり納得できません。もうちょっと詳しく丁寧にやはり説明していただいて、 この間の遅れ、なぜだったのかというのを説明していただきたかったなと、こういう点 で説明責任を果たしていないのではないかなと、一つはこういうことです。

2つめが、今も委員長の方に説明しましたけれども、今回、水道事業整備計画27億 4,000万円のことというのが今回の水道料金に反映しているわけですけれども、私はや はりこの水道事業整備計画が、このさっきお尋ねした秋田市への給水地域、あるには井 川からいただいている給水地域等も含めた水道事業全体のその将来構想があった中で、 この27億円の4,000万円を整備していくという全体のやはり構想の中で進めるべきでは ないかなと思っておりますので、この点も全くその常任委員会の中でも当局の方から説明がなかったということですので、やはりこういうことについても水を市民が使うという、もう大変大きな問題ですので、このことについてもやはりきっちり説明があるべきだなと思います。

3つめですけれども、追分浄水場を廃止して出戸地区に新追分浄水場を建設したいということですが、その中身がよく私には見えません。追分地区の浄水場は、ご存じのように良質な水で量がかなり豊富にあるという今、委員長の報告もありましたけれども、わざわざこの浄水場を廃止するということが、この手狭で廃止するということの理由だけだと、私はやはりまだ説明が不足しているのではないかなと。やはり追分浄水場を改修した場合のコスト、今回新しく建設したいとする出戸地区への新追分浄水場のコスト、経済比較、このこともしっかりしながら、あわせてやはり説明があるべきではないかなと思っております。

あと、4つめですが、これは先の議案でも出ましたけれども、やはりこういう大きな料金改定の問題ですので、市民にとってはかなり大きな、重大な料金改定には違いありません。このことが住民のコンセンサスを得ないままに、住民不在のままに我々議会が議論を先導して進めるということは、私は許されないと思います。やはり常日頃我々潟上市の議会が政治理念とするその市民最優先のこの理念を、やはり政策を通して一つ一つ実現していくというのがこの議会の一つの大きな責務ではないのかなということを考えますと、この水道料金の改定においても、やはり丁寧に公聴会なり、あるいはインターネットによる意見募集なりしながら、事前に市民のコンセンサスを得られるような作業を経ながら、やはり議会にも提案して説明していただきながら進めるということが必要だと思います。市当局から出ているそのスケジュールでいきますと、平成24年の1月から改定したいということですが、まだ半年時間があります。やはりもうちょっと市民のコンセンサスを得られるべき、市民最優先の政治を実現するためにも、ここはやはりしっかり時間を取りながら、9月議会に再提案という形でもいいのではないかと私は思っております。

以上、4つの観点から本条例に反対するものです。 以上です。

- ○議長(千田正英) ほかに討論ありませんか。2番。賛成の討論。
- ○2番(大谷貞廣) 賛成の立場から一言。

ちょっとさかのぼることですけれども、本上水道、下水道の取り扱いについて、下水道、今、上水道のことですけれども、この件については平成16年2月13日、第10回合併協議会で協議第40号、上水道、下水道の事業の取り扱いについてということで協議をして確認しておるわけでございます。この中には私ちょっと調べてみたのですけれども、合併協議会委員というのは22名おります。それは事務方の幹事会10名、事務局職員12名と、こういう中で作業を進めておって確認しておる次第でございます。

なお、合併協定書を見ていただければわかることですけれども、その中には自筆でもってちゃんと何ですか記載しておりますから、改めて協定書を伺っていただければいいなと思います。

その中には24、各種事務事業の取り扱い、24-23、上水道、下水道事業ということで、 1として、上水道の事業の取り扱いについては次のとおりとすると。(1)これ、協定 書に書かれているものを私読み上げておりますので、皆さん、もう一度基本的なことを 決めたことをもう一度ご一読いただければ結構だと思います。重複して申し訳ありま せん。(1)上水道および簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。

- (2) 上水道および簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3)上水道および簡易水道の水道料金については、当分、これ当分ということは5年程度と解釈しています。現行のとおりとする。(4)メーター使用料については、合併時に統一する。メーターはすべて貸し付けとして、口径別に水道料金を合わせて徴収すると。6、新規加入金については合併時に統一する。手数料については合併時に統一すると、こういう確認をされております。皆さんもご承知と思います。さらに水道料金は平成22年3月定例会で給水区域拡張および簡易水道事業を水道事業に統合に備え、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部改正、議案第3号、第4号が議決されております。それを経て平成22年3月9日付けで秋田県より潟上市水道事業経営変更認可を受けて、平成22年度より28年度まで整備拡張事業が計画されて、総事業費、ただいま先ほど出てありましたけれども27億、3億円の国庫補助、自己財源として24億、年度ごとに実施しております。

また、平成16年から平成19年まで老朽管更新工事約8億の元利償還金が既に発生して おります。独立採算制の公営企業維持のために経営努力をしても限界があります。見え てきております。そこで市民からなる潟上市公共料金受益者負担金適正化検討委員会に より協議、検討を経て潟上市公共料金適正化計画に基づく料金統一の見直しで、全体で 約5%程度の料金引き上げの改定をお願いして、平成23年12月分まで現行料金として激変緩和措置を設けて段階的に調整して平成27年4月から料金統一するも、料金格差の大きい地区は、さらに平成31年4月統一に向けて段階的に調整すると、こういう案でございます。私はこの改正案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) これで討論を終わります。 暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

.....

午後 3時03分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き会議を再開致します。 討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第45号、潟上市水道事業給水条例 の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について質 疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案) について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより平成23年度各補正予算案について順次採決を行います。

最初に、議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について 採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第51号、平成23年度潟上市一般会 計補正予算(第2号)(案)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (案)について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第52号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (案)について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報 告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第53号、平成23年度潟上市介護保 険事業特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決され ました。

次に、議案第54号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案) について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

### (賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第54号、平成23年度潟上市下水道 事業特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されま した。

次に、議案第55号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について採決致します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

### (賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第55号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第15、議案第56号、工事請負契約の締結について(出戸小学校大規模改造・地震補強工事)】

○議長(千田正英) 日程第15、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第56号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、第2回潟上市議会定例会提出の追加議案についてご 説明申し上げます。

この度の案件につきましては、市長が行政報告で述べましたとおり、東日本大震災の 影響によりまして補助事業採択が延びておりました出戸小学校の大規模改造と地震補強 工事の契約締結について提出致すものでございます。

それでは、議案書の1ページをお願い致します。

議案第56号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および

財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

本議案は、出戸小学校大規模改造、地震補強工事の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございまして、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。契約金額については2億5,305万円でございます。契約の相手方は秋田市外旭川八柳一丁目13番31号、中央土建株式会社、代表取締役伊藤久一であります。

平成23年6月30日提出 潟上市長 石川光男

別添の定例会参考資料をご覧いただきたいと思います。

2ページをお願い致します。

本工事につきましては、10款2項3目学校整備事業費にかかわるものでございます。 予定価格に対する落札比率につきましては、95.15%でございます。

指名業者につきましては、契約相手方の中央土建株式会社を含めまして10社でございます。

工事の内容等につきましては、表にお示ししておるとおりになっておりますので、宜 しくお願い致します。

以上でございます。

○議長(千田正英) これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第56号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

【日程第16、発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議について】

○議長(千田正英) 日程第16、発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第2号について提出者より説明を求めます。11番小林 悟議員。

○11番(小林 悟) それでは、発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設履に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および潟上市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年6月29日提出

潟上市議会議長 千田正英様

提出者 小林悟

賛成者 鈴木斌次郎、伊藤栄悦、中川光博

別紙ですけれども、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議会基本条例策定特別委員会を設置する。

記

- 1. 名称 議会基本条例策定特別委員会
- 2. 設置の根拠 地方自治法第110条および潟上市議会委員会条例第6条
- 3. 設置の目的および調査・研究事項

地方分権が進み、ますます議会の役割が大きくなったことから、議員や議会の役割、 市民と議会の関係、議会と行政の関係について、議会のあるべき姿を条例に定める必要 があり、その推進を図る。

- (1) 議会基本条例の策定のための調査・研究
- (2) 先進地事例調査
- (3) 議会基本条例(案)の作成
- (4) その他関連事項
- 4. 委員会の構成

委員会の委員は9名とし、議長、副議長をオブザーバーとして構成する。

- 5. 委員長および副委員長
- ①委員長および副委員長は、委員会において互選する。
- ②委員長は委員会を代表し、委員会の総括および会議の運営に当たる。
- ③副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを補佐する。
- 6. 設置期間

議会基本条例(案)を策定するまで。

7. 閉会中の継続審査

閉会中の継続審査をする。

以上です。

○議長(千田正英) これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番。

○15番(西村 武) どうも小林議員、御苦労さまでございました。

この議会基本条例というのは、まず議会全体にかかわる問題でございまして、今年の1月ですか議会だより、議会広報で、議長がこの議会基本条例ですか、これを実現させるようにその豊富を語っておりました。当然私どもも議長は、まず手順をもって全員協議会、あるいは会派代表者会議にかけて、このことを全員に相談してその必要性を問うていくと、こういうことも承っておりましたので、今回この議長をさておいて、この4人の方から唐突にこの発議が出されたわけでございます。ですから、もう少しこの必要性をみんなで全員協議会、あるいは会派代表会議でもんでくださいというような話の中で進めていった方がよかったのではないかなと思います。

そこで提案者の小林 悟議員には、その辺の真意ですね、ひとつお聞きしたいわけで すけれども、お答えいただきます。

- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) 今回、確かに年頭に議長からのごあいさつの中に、議会基本条例 についての必要性を説いておりました。我々もその間、6月までですけれど資々いつ出るかという話でいろいろ考えておりましたけれども、なかなか出てこないと。そういう中で来年の3月にはもう自治基本条例もできると、こういうことになっております。そういう観点からすれば、今、6月がぎりぎりではないかと考えた次第でございます。そういうことで提案しました。
- ○議長(千田正英) 15番、再質問ありますか。
- ○15番(西村 武) ですから、これは議員として提出する権限はありますけれども、まずなかなか出てこないといっても、来年の6月まで出さなきゃならない理由もないし、議長を先頭にして出すべきではないかなと思うわけですよ。そして議会全体にかかわる問題ですので、できれば円満にそういうものをきちっと進めていった方がいいんじゃないかなと思うわけでございますので、その辺のところはどう思いますか。提案者として。

- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) 確かにそういう考えもあると思いますけれども、我々も去年から 新庁舎検討委員会やる頃には議会基本条例を出そうと考えておりましたけれども、まず は新庁舎検討委員会だと、そういうことを先に挙げました。今年の1月には議長の年頭 のあいさつの中で議会基本条例は必要だと説かれておりましたので、そうすれば3月頃 には出てくるのではないかと考えておりましたけれども、6月になっても話はないと。 そういうことでありましたので、今回あとぎりぎりではないかと、こういう考えのもと に出したということですので、宜しくご理解ください。
- ○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。14番。
- ○14番(藤原典男) 本来発議というのは、動議と違いまして、議員がある程度事前にいろいろな話を聞いて、これなら大方議員の方が全員納得できるということで上げるのが地方自治法の改正の点もあるんですけれども、本当の発議の仕方じゃないかなと思いますが、今回は何も議員に事前に相談しないでやったことというのは、やはり私はうまくないなと思いますけれども、その点についてはどう思っているのか、それがまず1点。それから、この案を見ますと、委員会の委員は9名とするということで構成のことは書いておりますが、この前の庁舎建設検討委員会で全員でまず行いました。これももちろん議会に関すること、議員全部に関することですから、私はやるとすれば全員が対象となるし、なぜこの9名にしたのかというところの根拠、全員ではだめなのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、このような会議をやりますと、当然費用弁償というのが出てきます。費用 弁償といえば、やはり議会と当局というのは両輪の車ですから、事前にこういうものを やりたいので会議をやれば費用弁償が生ずるので、予算的に考えていただけないかとい うように議長を通して話をするのが私は筋だと思うんです。そういう点ではどういうお 話になっていたのか。私はこれがないとやはりうまくないのではないかなと、進める上 ではそういうふうに思いますけれども、そこの辺についてはどのように思っているのか。 それから、あとは今、当局の方で自治基本条例を頑張って作っておりますが、なかな かこれも大変な作業だと思います。今このような委員会を立ち上げまして、並行的に やっていくのか、それともどのようにやっていくのか、その整合性をどのように考えて いるのか。先行して決めたら全然つじつまが自治基本条例と合わなかったとか、そうい うことは極端にはないと思うのですけれども、やはりちゃんとした整合性を見ながら進 めていかなければいけないし、そこら辺はどのように考えているのか、そこの点について伺いたいと思います。

- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) まず1点めにつきましては、これは先ほども何回も言いましたけれども、我々はまとまってやれば一番いいんですけれども、議長の年頭の発言からいまだに答えが見えていないということで出したということですので、ご了解願いたいと思います。

それから、9名につきましては、これは前回、議会改革特別委員会のときは確か10名 だったと思いますけれども、この選び方に準じたものであります。

それから、予算につきましては、これは今、まず発議として上げましたので、これから通るか通らないかわからないし、この件につきましてもいずれこの件が通ればその辺でお願いしたいと思っております。

あと4つめは整合性ですか、自治基本条例との。これは、今盛んにやられていると思います。これは3月には大体できるのではないかという話を聞いておりましたけれども、それと大体並行的にいくと。ですから、先行しているのが自治基本条例でありますし、その中身をある程度見ながら、やはり横にらみしながらそれを今回は議会基本条例を進めていくべきと考えますし、自治基本条例ができてからあまりにも遅きにしするということもありますので、やはりなるべく並行的に作成、成立していけばいいと思っております。

- ○議長(千田正英) 14番、再質問。
- ○14番(藤原典男) 先ほど議長がなかなか出さないからということの答弁なんですけれども、やはり議会ですから、ある程度民主主義的な要素を持ちながらみんなで議論をしていくという場を、やはり持つべきだと私は思うんです。そういう点では、ちょっとそのやり方に、プロセスが、やはり急だし、やり方がまずいのではないかということを私は聞いていますし、そこの点をどう考えるのかということをお聞きしたかったわけなんです。

それから、9名についても議会改革のときはということをおっしゃいましたけれども、これは議員全員がやはり対象となるので、もれなく議員の皆さんから意見をもらう点では、この9名全員というところにこだわらないで、9名というところにこだわらないで、やはりみんなでやっていくというところで私は全員ということになれば、皆さんも賛成

はできると思うのですけれども、考える余地がないのかと、全員ということで、そこら 辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、あとは自治基本条例との関係ですけれども、当局は一生懸命今やっているようですけれども、3月までできるかどうか私はわかりませんけれども、なかなか困難な作業だと思うんです。その中で随時随時当局から発表されて、それで私たちがそれを検証しながらやっていけるかといえば、そうではないわけでしょう。ですから私は、私の考え方としては、やはり自治基本条例がちゃんとできた後で立ち上げて、しっかりみんなで勉強しながらやっていく、それが私は筋じゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) いやいや、まず考えはわかりました。ただ、今の自治基本条例に つきましては、やはり何ていうかな、議会基本条例というのは、これは議会が考えるこ とでありますし、中身については、要は目的に挙げましたとおり、議員と議会の役割と、 そして市民と議会の関係、議会と行政の関係という、この観点から進めていくものであ ると考えておりますので、自治基本条例ももちろん参考にしますけれども、そういう基 本で進めていきたいと思っております。
- ○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。17番。
- ○17番(堀井克見) 提案者の小林議員に何点かお尋ねしたいと思います。

まず1点は、今、提案理由の説明の中にもありましたけれども、議会基本条例の策定のための調査というのが、その目的にあります。議会基本条例というものは、言うまでもなく、先ほども同僚議員がおっしゃいましたけれども、20人の議員が議会の権能を発揮していくという共通の土俵を作る、枠組みを作るという、あまりにも基本的なことでありまして、これからその設置された暁には、それが一つのすべての根拠になって私どもが市民負託に応えていくという大事な条例になるということは十分承知かと思います。その上で論をするならば、やはり20人の議員が、会派もあります。それぞれ20人20様の考え方もあるわけですから、設置条例を出してくる前に、できるだけやはりコンセンサスを得る、合意形成を図りながら、あるいは手順、プロセスを踏んで、そして全体が必要だという共通認識が立った上に議会全体のベースを作るべく、その提案、あるいは発議というのを私はやはりしていくのが普通のいわゆる民主的なやり方だろうと思います。

確かに今、小林さんからもいろいろお話ありましたけれども、議長が正月の議会広報 にその決意を披瀝されました。以来半年なるかならないかです、はっきり言って。その 議長がなかなか腰を上げないから、自分たち一部の議員でもって発議するということと、 議会のまさしく基本中の基本の基本条例を作るということは、私はどうしてもやっぱり 無理があるんじゃないかなと思います。ですから、皆さんがこれから議会活動をしてい く上で、まさしく一番のもととなるべく、もととなるべく基本条例を作るときは、誰が 考えてみても、昨日おっといの新聞にもあったとおり、男鹿市の場合の例も私、お尋ね しましたよ。そしたらやはり議員全体の協議、あるいは会派で念入りの事前協議、すり 合わせをして、共通認識に至ったと。そして内外に向けて、いわゆる今あなたもおっ しゃいましたけれども、地方分権法が執行されてくるという中で男鹿市議会も耐え得る、 将来耐え得る、後顧の憂いの残らないような議会の基本条例を作るべく発議を議会の名 のもとに内外に発信したと。そしてこれから研鑚を積み上げて、そしてきちっとしたも のを作ると、これが議決機関、選良と言われる我々集団の普通のやり方であります。今、 小林議員にいろいろ答えておりますけれども、今あなたのおっしゃった設置の目的およ び調査・研究事項と、これが一番のみそだと思いますけれども、ひとつ伺います、具体 的に。「地方分権が進み」とありますけれども、具体的にどのように進んだでしょうか。 そして、私ども潟上には、どういう影響を与えているんでしょうか。まずその点を明確 にあなたの言葉でお答えください。そして、「議会の役割が大きくなった」、当然であ ります。その次に「議員や議会の役割」、そして次に「市民と議会の関係、議会と行政 の関係について、議会のあるべき姿を条例に定める」と、これは具体的にどういうある べき姿を今あなたは定めようとして発議されたのか、具体的にあなたの言葉で、まずお 答えください。それからまた、あなたの答え方によってさらに議論を進めてまいります。 以上、質問します。

- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) 大変ありがとうございました。

議会は自治体、地方分権が進むという中では、いわゆる自治体の権限が強くなった、 これはもう市長にも権限が大分きておりますし、その辺のことを言っております。

それから、いわゆる議員や議会の役割、その他については、これはまさに特別委員会の中でしっかり議論していく中身であって、今ここで我々が、私がここで話すものではないと考えます。

- ○議長(千田正英) 17番、再質問ありますか。
- ○17番(堀井克見) 今、小林議員ね、私が質問したことに、あなたは提案者でありま すから、包み隠さず自分の言葉でしっかりと答えていかないと、先んじて、あなたを筆 頭にして3人が同意をして、そして今、発議しているわけですから、憲法ですよ、今後 の潟上市議会の、はっきり言って。その今、スタート時点に当たって、あなたが発議し たというその責任上、やはり地方分権が、全くわかりませんよ、我が議会に、我が潟上 市にどれだけの影響を与えて、今この基本条例が、とにかく唐突に発議されなきゃなら ないのか、全くその根拠見えてませんよ。そして、議員や議会の役割、市民と議会の関 係、議会と行政の関係、これ地方自治法できちっと決まってるんですよ。会議規則も含 めて。我々はそれにのっとって、それに立脚しながら粛々と合併後7年間、少なくとも 市民負託に応えてきた実績があるわけでしょう。それの中で不都合がある、地方分権が 進み、それに対応できないというふうな決定的な要素があったときに、今あなたのおっ しゃる1月の議会広報で議長が発したんだけれども、なかなか遅々として進まない、 放っておけないというふうな緊急事態が発生したという根拠になるんですよ。全くそう いうようなことないでしょう、現実の問題として。ですから、ですからその部分を提案 者の責任において明確に、やはりここに議事録として残しておく必要もありますからお 答え願いたいと、こういうことなんですよ。いま一度。
- ○議長(千田正英) 11番。
- ○11番(小林 悟) ありがとうございました。

私としては、今言ったようなことがそのとおりであると思いますし、先ほどから言ってますように、これは中身についてはしっかり議会特別委員会の中で議論していくべきであろうし、それを堀井さんも入られるかわかりませんけれども、その中できっちりもんでいただければありがたいと思ってますので、その辺は宜しくお願いしたいと思います。

- ○議長(千田正英) 再々質問、17番。
- ○17番(堀井克見) 全く答弁にもなってないし、はっきり言って私いわゆる思いつきというか、一つのその何ていうか自分の思いだけで今これを発議をし、そして無理無理、場合によっては数の論理で過半数以上の賛成があればいいだろうという一つの思い、あるいはまた場合によっては思い上がり的な発想があるのかなと。これは、この内容見ればもう明確ですよ。(1)番の議会基本条例の策定のための調査って、これ誰が決めた

の、ためっていうことは。策定のためというのは、誰が決めたんですか。ために調査す るということは。既に決まっていることなのですか。少なくともですよ、少なくとも、 この策定というのは、これ決定事項なの。策定となっていますよ。誰が決めたの。そし て、少なくとも、どこで誰が確認したのと。そして我々は、基本条例がやって、どれぐ らいこの議会の、あるいは市民負託に応えるべく効果が出るか出ないかもわからないで すよ。判断の基準すらわかってない。まさしく共通の認識に至っていない潟上議会の現 状なんですよ。そこからやっぱりスタートしていかないと、ただ基本条例設置ありきと いうことだけが前のめり、もう大きく前のめりして出ている。ですから、少なくともこ ういうことに、毅然と、しかも論理的に、あなたはやはり答えていかないと、あなた何 のために提案者になっているんだと、ものわかっているんだかと、はっきり言ってね。 議会基本条例というものが、どれだけの必要性が今起きてきて、そしてどういう役割を 果たして、どれだけ議会が市民負託に応えて、どういう行政効果があるか、そのプロセ スきちんとあなたの頭の中にあるんですか。そうしたときに、少なくともそのコンセン サスなりプロセスを経るために全協なり、会派代表者会議なり、様々なやはりプロセス を経て、共通認識の上で、これは将来に耐え得る潟上の憲法、議会の憲法というべき基 本条例を作るんだと、ふつふつとわいてきたときにやることでしょう、これ。何その4 人だら4人でもって先走る。正副議長だってこれ面子丸つぶれですよ、はっきり言って。 はっきり言って正副議長も指導力足りないと思う、私。頭ごしで、確かに発議は議会の 権限として議員の固有の権利ですよ。しかしながら選良と言われている潟上の唯一の議 決機関だ、最大の。今、内外に発信されたときに、仮に今、賛否で決まって、10対何と かり対何とかって決まったときに、はっきり言ってね、恥の上塗りになりますよ、潟上 議会というのは自分たちの土俵、自分たちの働く土俵を作るにも賛否で、きっ抗してこ うして決めているのかと、これうまくないと。ほとほとあきれられますよ、市民はもと より他市からも。男鹿市あたりのやっていることは先輩市としてね、きちっと見本的な ことをやっているんですよ。これ、数で押せばいいとかという問題、その程度のレベル の話じゃないですよ。私ね、改めて今、提案しましょう。これ最後ですからね。あなた 方の思いもわかりますよ。あなたの思い、特に。ですから、その思いをね私受けますか ら、どうかひとつこの際、議長ね、休憩を挟んで、もう一度共通認識を得るための、い わゆるプロセスを踏んでほしい。そして、どうしてもやらなきゃならなかったら、内容 はこれでいいでしょう、先ほど藤原議員からもありましたよ。9人だけの土俵なんてい

うことはあり得ないですよ。みな市民の負託を受けて20名、誰が選ぶの、何を根拠に。 これも数の論理で選ぶんですか。かやの外にされた人、どう思いますか。自分の働く土 俵に上がれない、土俵に上がれない相撲取りみたいなもんですよ。そんなね、はっきり 言って不公平な、不公平なことを数をもってごり押しするというね、民主主義議会には ねあってならないこと。今まで我慢してきたけどね、今またやろうとしている。悪いけ ども2期目の小林議員、あなたね、私と比べればやっぱりね、いかがと思いますよ、こ ういうこと答えられないということ自体、あなたがね、成熟度が足りないんだよ、私に 言わせると。はっきり言ってね。ですから、そのことも含めて、1回、今このことを議 長の整理権でもってね、議長ね、議運でも開いて、きちっと全議員が共通認識を持って 改めて、改めて議長発議によって人数等々、あるいは目的等をきちっと整理、精査をし て、そして全会一致でもって必要とするならば潟上市の議会基本条例の設置に関する案 の特別委員会を立ち上げようではありませんか。これ当たり前のことですよ。ですから このことを、今、小林議員に言ってもしょうがないですが、議長、やはりこのときこそ あなたが議会を司る議長として、きちっと議事整理権を行使して、今、議運の委員会の 方に要請を図って、私の熱意というもの、また、全体の熱意というものをもう一度探っ てくださいよ。そして数の決着つけるんであれば、私もそれなりにまたとうとうと反対 の論を打ちたいと思いますよ。なるべくひとつ後顧の憂いの残さないような、自分たち の共通の土俵を作るぐらいは、20人20様の汗かけるようなステージを作ってください。 そのことを議長に要請をしながら、小林議員にこれ以上問うても返ってくる期待全くあ りませんから、もう質問はこれで終わりますけれども、議長あなたに最後にそのことを 私は強く求めたいと思います。

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

......

午後 3時40分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

ただいまから議運を開催したいと思います。

暫時休憩します。

午後 3時42分 休憩

.....

午後 4時35分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開致します。

ただいま議会基本条例の特別委員会の設置に関することについて議運の委員会を開催 致しましたところ、いろいろな意見が出されました。一つは、みんなの総意のもとで議 長発議で提案することが一つ。それともう一つは、提案者の4名の方の意見を議長、副 議長、議運の委員長を入れて話し合いをしましたけれども、非常にこの4名の方は、こ の発議に対しての思いが非常に重いということで取り下げることができないということ で、本会議でこの発議をこのまま取り下げないで粛々と会議を進めていきたいと、そう いう結論が出ましたので、ただいまから会議を再開致します。

それでは、日程第16の発議第2号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。17番。議案に対する反対討論。

○17番(堀井克見) 私から反対の立場で討論を致します。

私の反対討論の要旨は、大きく分けて4つございます。そのうち3つは反対の理由を 申し上げます。そして一つは、提案を致したいと思います。どうぞ議員の皆さん、しっ かりとご清聴の上、ご賛同賜りますように心からお願いしたいと思います。

反対の理由の1つめでありますが、今回、一部の議員がそれなりに知識、情報を得て、今回の発議に至ったとは思いますが、本潟上市議会においては議会基本条例そのものについて多くの議員は制定が必要か否かも含めて十分な、そして広範な知識を有していないのが現実であります。それは先ほどの質疑においても明らかであります。そのような中で唐突とも思える議会基本条例の策定ありきで特別委員会を設置するのは、無理があると思うのが常識的な判断であります。議員間にある程度の予備知識がついて、しかも共通認識ができ、その結果において必要であるという声がふつふつと沸き上がったときに委員会は設置されるものであります。仮に特別委員会の所掌事項に議会基本条例についての調査・研究に関することを挙げておりますが、それは費用弁償、いわゆる血税の支出が伴う特別委員会で扱うべきではありません。議員の勉強、そして研鑚ならば、全員協議会なりの費用の発生しない、市民に負担を強いない別の手法・手段で考えるのが議員としては当然あるべき姿であると強く思うものであります。

2つめでありますが、我が潟上市議会は誕生して早7年めを迎えておりますが、残念

ながらいまだに議会運営について、見方によってはしっかりとした足場が固まっていな いところがございます。その一例を挙げますと、先般の一般質問、通告書の書き方一つ をとってみても、これは合併時の第1回めの一般質問のときから既に決まっているにも かかわらず知らなかったとか、議長からあらかじめ教えていただきたかったとかという 議員もいる状態であります。これは7年間の議会運営委員会での確認事項、また、議会 全体の申し合わせ、さらには先例について、これまで一度も正式に整理してこなかった ことがその主たる原因だと思います。今回の特別委員会設置の動議も一例であります。 以前、我が会派でもある決議案を他の会派と協議しないままに提出したことがございま す。議会運営委員会においては、議会全体にかかわるものであれば事前に議員全体に示 すなりの配慮をしてから提出していただきたい、発議はその条件を満たせば自由にでき るものでありますが、議員たるものその辺の分別はしっかりとわきまえてという強いご 指導とご指摘をいただいた経緯がございます。しかし今回、その教訓が全く生かされず に発議が出されました。誠に残念なことに、そのときに強いご指導をいただいた、そこ におられます鈴木斌次郎議会運営副委員長も、この度の発議に名を連ねております。ま さに議会のルールを守るべき議会運営委員が、自らそのルールを破るに等しい、これま た議会運営がいまだに定まらない状況であることを如実にあらわしているものであると 私は思います。このことを我々議会は深く認識しなければなりません。まずは円滑な議 会運営に向け、一歩ずつ確実に進めることが急務なのであります。男鹿市など先般の新 聞報道にもありましたが、我々の先輩市議会では、申し合わせ、先例などを整理、文書 化し、会議規則などの不足分を補いながら円滑な議会運営に努めている現実がございま

3つめでありますが、本議会で平成21年11月に報告された議会改革特別委員会の報告の中にも、積み残し、あるいはまた先送りした事項が多々あります。この整理もいまだに行われておりません。例えば、政務調査費でありますが、これは市民が理解できるような形での交付は将来的には目指すべきだとなっております。また、一般質問についても、引き続き一問一答方式の採用と当局から要請のある反問権について調査していくということになってございます。これらも早急に手をつけなければならないものであります。また、これは会議規則などの見直し、新たな議会全体での申し合わせ、当局との協議などにより整理・調整ができるはずでございます。これもまた円滑な議会運営に関しての足固めとなるものと考えるものであります。

以上、3つのことから私はこの事項を次に、4つめでありますけれども、次のことを 提案したいと思います。

1つでありますけれども、議会内での申し合わせ事項、先例などの早急な確認、整理により、議会運営のしっかりとした足固めをすることがまず第一必要だと思います。

2つめでありますが、議会改革特別委員会での積み残し事項の検証と実行可能な具体的な方向づけを確かにすることであります。

この2つを行うための会派代表者会議や全員協議会などを早急に開くこと。この2つにある程度の目処がついた段階で議会基本条例についての勉強会を実施し、その中で多くの議員から議会基本条例を策定しようじゃないかというコンセンサスを得た時点で、昨日の新聞報道にあったとおり男鹿市のように、議長発議で粛々と初めて議会特別委員会を設置すべきものであると考えます。このような手順を踏むべきであることは、私は提案を申し上げます。今はまだその時期が熟しておらず、時期尚早であることを強く訴えるものであります。この度の特別委員会設置の発議には、したがって、強く反対するものであります。

そしていま一つは、ここで採決の結果、考えたくもありませんが、委員会を設置する という結論に達したとき、皆さんよく考えてみてください。かつて地方自治法第96条の 2項により、議会の議決事件を追加した条例を制定したときと同じ轍を踏むことになら ないのか、そのことを強く私は危惧しております。この条例に基づき3月定例会で発展 計画の後期計画が議決事件として審査されましたが、何ら議会の質疑もなく、議決した という結果だけは確かに残りました。二元代表制のチェック機関としての議会の役割は 果たしました。まさに見方によっては市民へのパフォーマンスにすぎず、議会の自己満 足であったことが見事なまでに私は露呈されたと、議員の皆さんのみならずここにおら れる当局執行部の皆さんも、そう感じられたのではないかと思います。この度も大変恐 縮でありますが、先進地の条例を幾つか集め、その条例のいいところを切り貼りしなが ら条例案を作成するという手法になるのではないかなと私は心配をしております。出来 上がった条例はそうだとするならば、とても見栄えはいいものでありますが、自ら真剣 に、先ほども質疑されましたが、自分の言葉で一言一句を考えたものでないとするなら ば、さしたる効果も、また期待もできません。ただ単に潟上市議会も全国他市議会と先 ほどの話ありましたけれども、横ならびから頭を一歩出るという発想だけでは、議員も 市民から見ればパフォーマンス、あるいはまた議会の自己満足にしかならないことが今 から私は心配するものであります。特別委員会の設置に賛成の議員は、内容のある条例を自分たちの力で、自分たちの手で作成するという強い決意と意志が本当にありますか。 簡単に先進地の条例をかき集め、それなりの期間をかけ、やっつけ仕事のように策定を するという考え方が頭の隅のどっかにありませんか。あるとすれば、それはもはや議員 としての資質が問われる問題であります。

どうか今回、いま一度皆さんには、しっかりと自分の良識の胸に手を当てて、潟上市議会の基本となるべく先ほども申し上げました共通の土俵となる議会基本条例については、きちんとした、何度も申し上げますが、プロセスとコンセンサスを踏むべしという私の主張に対し、ぜひひとつ議員の皆さん、ご賛同賜りますように心からお願いを申し上げまして私の反対の討論と致します。

以上であります。

- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。賛成討論。1番。
- ○1番(中川光博) 私は発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議 について、賛成する立場から討論を致します。

議員の皆さん、新しい議会のあり方とは、どのようなものでしょうか。市民の代表たる議員が、各議員が、それぞれ、それぞれの責任できっちりと政策を提案していくことです。このことが必要ではないでしょうか。

今回、議会基本条例を策定することにより、さらに市民に貢献していくよりどころとなるものです。いたずらに手続論に終始することなく、しっかりと本質論を議論することが必要です。手続論を何百時間、何千時間議論したところで、潟上市は一つも良くなってはいきません。しっかりと本質論をこの20名の議員でしっかり議論することが、潟上市を良くしていくことではないでしょうか。市民最優先の政治を政策を通して実現していくこと、このことが求められているのではないでしょうか。今回、議員が責任を持って政策を提案していく、まさにこのことが議会に求められていると思います。

以上の観点から、本発議に賛成するものです。

以上です。

- ○議長(千田正英) ほかにありませんか。反対者の発言を許します。14番。
- ○14番(藤原典男) 私は発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議について、反対の立場から討論したいと思います。

本来、動議と違い、議員の発議はたいていの場合は事前に議員間の中で合意された事

項を議案として上げるか、または地方自治法の改正により必然的に議員発議として上程 すべきものがある、そのようなときが多いと思います。

しかしこの度上程されている発議は、6月議会に前もって議員全員が内容等を含め了解したものではありません。上程している発議の内容は、すばらしい内容かもしれませんが、私はこれまでの過程、今後のプロセスが大事だと思い、次の点、問題があるということを指摘しておきたいと思います。

1つは、事前に議員全員協議会および会派会議での説明が必要ではなかったのか。そういう点では民主的手続に欠けている点。

2つめは、特別委員会が作られると会議のたびに費用弁償が生じると思いますが、予算を伴う委員会については、事前に議長を通して当局への話し合いが必要だと思われますが、あったのでしょうか。議論の中ではないように思われました。当局と議会は車の両輪です。発議はできたとしても、ルールがあるのではないでしょうか。こういう点では問題だと思います。

3つめは、今、当局は自治基本条例を作成中です。まだまだ細部にわたり時間がかかると思います。今回提案されている発議、そして自治基本条例との整合性は非常に大事なものと思われますが、そういう点では今の状況ではまだ時期尚早と思われます。

次は、委員の人数を9名としておりますが、私の判断ですけれども、このような議会 基本条例、9名でできるような仕事ではないと思います。議員全員で立ち上げるべき、 事前にこの人数についても何の話し合いも相談もなかった、こういう点では本当に民主 的なやり方に問題がある、そのように思います。

そしてまた、市民との間では、この議会基本条例、どのように市民の声を取り上げて やっていくのか、要するにパブリックコメント、これについての規制が何もない、そう いうふうなことでございます。私は基本的には議員が全員、そして議長発議であれば賛 成し、これからの潟上市議会を市民のためにどうにかしていく、こういう点では賛成で きますけれども、今回のやり方については非常に民主的な問題、様々な問題等指摘しま したけれども、こういうふうなことで私は反対したいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長(千田正英) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。小林 悟議員から提出されました発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議についてのとおり決定することに賛成の 方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立少数です。したがって、発議第2号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議については、否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これをもちまして平成23年第2回潟上市議会定例会を閉会します。

大変どうもお疲れさまでした。

午後 4時56分 閉会

## 署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

罗名議員 堀井克見

"署名議員 藤原幸雄